

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(利用料)					(利用料)				
第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。					第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。				
(1)～(17) [略]					(1)～(17) [略]				
(18) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1回につき <u>693点</u>					(18) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1回につき <u>521点</u>				
(19)～(29) [略]					(19)～(29) [略]				
2～7 [略]					2～7 [略]				
8 駐車場の利用料の額は、次のとおりとする。					8 駐車場の利用料の額は、次のとおりとする。				
病院名	利用の区分	利用時間	基本額	利用料の額	病院名	利用の区分	利用時間	基本額	利用料の額
岩手県立中央病院	[略] その他 の利用	<u>7時から20時30分まで</u>  <u>20時30分から7時まで</u>	1時間まで100円 <u>その後30分までごとに50円</u>  <u>1回につき300円</u>	[略]	岩手県立中央病院	[略] その他 の利用	<u>午前7時から午後8時30分まで</u>  <u>午後8時30分から翌日の午前7時まで</u>	駐車時間1時間まで <u>ごとに100円</u>  <u>駐車時間が7時間以内の場合</u> にあっては <u>1時間までごとに100円</u> 、 <u>7時間を超える場合</u> にあっては <u>800円</u>	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に岩手県立中央病院の駐車場を利用している者に係るこの規則の施行の日の午前7時までの基本額は、この規則による改正後の岩手県立病院等利用料規則第2条第8項の規定にかかわらず、なお従前の例による。